

令和6年度 西部保健所行動計画

I-1 健康危機管理の拠点としての機能の充実 — 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

- ・ 新興感染症や抗菌薬が効かない薬剤耐性（AMR）菌などの健康危機事案の発生に備え、保健所が健康危機管理拠点としての機能を果たすよう体制の整備と対応力の向上に取り組む。
- ・ 頻発する自然災害の発生に備え、発災時に地区災害対策本部保健所班として保健医療体制を確保できるよう、初動体制の強化や受援体制の構築を進めるとともに、平時から市町村や関係機関等との連携体制強化に努める。

I-2 健康危機管理の拠点としての機能の充実 — 食品・生活対策（営業施設の指導等）の推進

- ・ 健康被害の未然防止に向けて、食品事業者へのHACCPに沿った衛生管理の徹底と飲食店等への食中毒防止対策に取り組む。
- ・ 食の安全・安心を確保するため、食品表示適正化を推進するとともに、食物アレルギーに関する正しい知識の普及啓発に努める。

II-1 健康寿命日本一に向けた取組 — 健康づくりの推進

- ・ 青壮年期からの健康づくりを推進するため、地域及び職域の関係機関と連携して、健康経営事業所の支援を行う。
- ・ 中食や外食で「うま塩メニュー」や「野菜たっぷりメニュー」が食べられるよう、健康づくりのための食環境整備に取り組む。

II-2 健康寿命日本一に向けた取組 — 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

- ・ 地域包括ケアシステムを深化していくため、管内市町が取り組む在宅医療・介護連携を引き続き支援する。
- ・ 医療機関や社会福祉施設などの関係機関や各種団体と連携して、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組む。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・ 豊かな環境を将来の世代へ継承していくため、おおいたうつくし作戦地域連絡会の開催するなど、地域団体の裾野拡大と担い手確保の取組を行う。
- ・ 流域の住民が親しみを感ずることのできる豊かな水環境をつくり、水環境の保全を推進するため各種の取組を行う。
- ・ 不法処理防止連絡協議会を活用し、廃棄物の減量化・再資源化と適正処理を推進する。
- ・ 建築物の解体作業によるアスベスト健康被害を防ぐため、アスベスト飛散防止対策を強化する。

IV ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

- ・ 限られた資源（人的資源等）をより効率的・効果的に活用し、緊急時のみならず、平時においても県民サービスの向上を図るため、ICT等を活用して、保健所業務のデジタル化を推進する。

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-1 平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実

事業の実施状況

	〈目標〉		〈令和6年度実績〉
1 健康危機管理拠点としての体制整備			
(1) 健康危機管理連絡会議の開催	1回	→	1回
(2) 感染症指定医療機関等と連携した研修や訓練の実施	3回	→	6回
2 自然災害に備えた体制強化			
(1) 災害時保健医療対策会議に向けた協議	1回	→	2回
(2) EMIS活用のための医療機関への研修の実施	2回	→	2回

事業の成果

1 健康危機管理拠点としての体制整備

- ・感染症の発生・まん延時に迅速かつ的確な医療提供体制を確保するため、済生会日田病院と3年ぶりに合同訓練を実施した。訓練を通して、新たに法定化された医療措置協定や流行初期における一連の対応について、関係医療機関と共通認識を持つことができ、新興感染症発生時における体制強化につながった。
- ・西部地域では、5年ぶりに県全体の特定家畜伝染病防疫演習が行われ、健康調査係としての動きや業務分担、必要物品等の見直しを行うことができた。演習後には、振興局や家畜衛生保健所との連携方法についても協議し、集会場の進捗管理や農場従業員の健康調査について、対応にかかるフロー図を作成するなど、新たな取組を行った。
- ・西部地域におけるAMRの発生動向や適切な抗菌薬使用の必要性について、管内関係機関と情報共有した。
また、社会福祉施設の職員を対象とした研修会では、薬剤耐性菌保菌者への対応について講義を行ったことで、AMRへの理解促進につながった。

2 自然災害対策

- ・能登半島地震発生時の支援チームを束ねるマネジメント業務が逼迫した実情を踏まえ、管内3市町における受援マップを作成し、災害時の円滑な受援に備えた体制整備を行った。また、九重町、玖珠町とは、有事に招集する地区保健医療福祉対策本部会議の運営方法（開催場所、構成メンバー等）について協議した。
- ・備蓄食品の相互支援体制参加施設からの更新連絡を受け、リストの更新を行うとともに、新しいリストを参加施設へ提供することができた。
- ・EMISの入力訓練を実施し、医療機関がEMIS入力の必要性を再認識することで、発災時の迅速な情報収集体制の整備につながった。
- ・所内アクションカード訓練を2回実施し、発災時の初動対応における職員の理解促進、カード内容のブラッシュアップにつながった。

今後の方向性・改善計画等

- ・流行初期以降の感染症対応にはより多くの医療リソースが必要となることから、様々なフェーズを想定した実地訓練を関係機関とともに実施し、地域の対応力を強化していく。
- ・特定家畜伝染病のシミュレーション訓練を実施し、健康調査係の適切な業務実施に向けた動きの確認やマニュアルのブラッシュアップ等につなげていく。
- ・引き続き、管内におけるAMRの発生動向を調査するとともに、必要な研修を行うことで、感染拡大防止対策の底上げを図る。
- ・玖珠郡での大規模災害発生に備え、地区保健医療福祉対策本部会議の立ち上げ訓練を実施するなど、災害対応の広域的な体制整備に取り組む。

I 健康危機管理の拠点としての機能の充実

I-2 食品衛生対策（営業施設の指導等）の推進

事業の実施状況

1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策

〈目標〉		〈令和6年度実績〉
(1) HACCPの定着支援をした営業施設数	400件 →	503件
(2) 食肉の生食用や加熱不十分な調理に関する監視指導件数	200件 →	282件
(3) アニサキスに関する情報提供回数	10回 →	10件
(4) 食中毒対応シミュレーションの実施回数	2回 →	2回

2 食品表示・食物アレルギー事故対策

(1) 食品衛生責任者更新講習会における食品表示指導回数	8回 →	8回
(2) 講習会等における食物アレルギー啓発資料の配付	300部 →	373部

事業の成果

1 HACCPによる衛生管理の徹底及び食中毒防止対策

- ・食品営業許可の更新時等に営業者に対し、HACCPの支援を行うことにより、PDCAサイクルが実践され、営業者の自主的な衛生管理の取り組みに寄与した。
- ・大分県食品衛生監視指導計画に基づく立入調査や食品営業許可更新時の衛生管理講習会において、管内で過去に多く見られた鶏肉の生食や全国的に増加しているアニサキスによる食中毒防止対策について説明を行ったことで食中毒の未然防止、関係する営業者の危機管理意識の醸成につながった。

2 食品表示・食物アレルギー事故対策

- ・講習会等での資料配付や相談対応により、食品表示および食物アレルギーについての啓発に努め、営業者の認識向上につなげた。
- ・今年度、食品表示に関連しては、期限表示のミスによる回収事例が1件、アレルギーに関する指導事例が1件発生したが、アレルギーをはじめとした食品表示を原因とする健康被害は報告されていない。

今後の方向性・改善計画等

- ・HACCPに沿った確実な衛生管理を、営業者が自主的に実施していくためには、引き続き、個々の施設の営業の種類や規模等に応じた丁寧な支援を行うとともに、県民が安心して食生活を送るため、食品の製造から消費に至る各段階で、食の安全・安心の確保の取組を、引き続き推進する。
- ・今年度、アレルギー物質の表示違反に伴う健康被害について管内での報告はなかったが、令和7年4月からは「くるみ」のアレルゲン表示が完全義務化されるため、関係する製造業者へ情報提供を引き続き行っていくとともに、食品販売施設等立入調査を重点的に実施し、管内で流通する食品の表示違反による回収や健康被害を防止していく。

Ⅱ 健康寿命日本一に向けた取組 健康づくりの推進

Ⅱ－1 健康づくりの推進

事業の実施状況（見込み）

1 健康づくりを推進する体制づくり・環境整備

	〈目標〉	〈令和6年度実績〉
(1) 地域・職域連携推進会議の開催	1回 →	1回
職域ワーキング連絡会の開催	1回 →	0回 ※地域職域連携会議の開催に向けた関係機関へのヒアリングとして実施
(2) 市町糖尿病重症化予防事業にかかる市町支援回数	5回 →	15回
(3) 食の健康応援団店舗数の増加	2店舗 →	3店舗

2 青壮年期からの健康づくり対策

(1) 健康経営認定事業所	新規認定事業所	3か所 →	9か所
健康寿命日本一おうえん企業等と連携した回数		3回 →	3回
事業所を対象としたセミナー・連絡会・出前講座等の開催回数		7回 →	7回
(2) 健康経営推進のための情報提供紙「かたらんかい通信」発行		4回 →	4回
(3) 管内歩得ダウンロード率の上昇 ※R6年4月→R7年2月比較		1%以上 →	+1.07% (九重町) ※日田市、玖珠町もダウンロード率上昇 (日田市+0.52%、玖珠町+0.71%)

事業の成果

- ・市町支援や地域職域連携会議等を通して、関係機関と連携した、青壮年期からの健康づくりに取り組んだ。
また、食の健康応援団の新規登録店舗増により食の環境整備を図り、住民が健康に配慮した食事をするための選択肢を拡げた。
- ・管内登録事業所数は231事業所 ※R6年12月末現在 と、対前年比14事業所増と登録事業所数は増加し、健康経営に取り組む事業所の裾野が拡大した。
→ 231事業所の従業員数10,618人…管内の事業所の従業員数(36,350人) ※R3経済センサス活動調査の約3割をカバー
→ 231事業所のうち、182事業所(78.8%)が従業員50人未満の小規模事業所
- ・今年度、管内の事業所が「優秀健康経営事業所」としてその取組を県知事から顕彰される等、小規模でも他の事業所の模範となり、継続した取組が期待できる事業所が育成された。

今後の方向性・改善計画等

- ・令和6年12月に厚生労働省から公表された「健康寿命」の最新値（令和4年）では、男女ともに前回調査（令和元年）と比較して健康寿命は短縮し（男性1.3年、女性0.66年短縮）、順位も下落（男性1位→25位、女性4位→10位）した。健康寿命日本一奪還を目指し、関係機関と連携した取り組みを強化していく必要がある。
- ・働く世代が中食や外食でも健康に配慮した食事を選択できるよう食の環境整備を行い、食の健康応援団登録店舗数の拡大を図る。
- ・青壮年期をターゲットに「健康診断の充実」「職場ぐるみの運動定着」「受動喫煙対策」の3本柱を主に取り組んできたが、労働者に占める高齢者の割合が年々増加する中、従来の3本柱の対策に加え、働く高齢者の生活習慣病の重症化予防等の健康課題に対しても関係機関と連携した取組を行う必要がある。

Ⅱ 健康寿命日本一に向けた取組

Ⅱ－2 地域包括ケアシステムの深化と地域医療構想の推進

事業の実施状況

1 管内市町が取り組む在宅医療・介護連携事業への支援

〈目標〉

〈令和6年度実績〉

- (1) 在宅医療と連携推進会議の運営支援(作業部会、全体会)
 (2) 圏域としての研修会の開催

各8回
1回

→
→

日田市 11回、玖珠郡 9回
1回 (※玖珠郡在宅医療介護連携会議主催で管内事業者が出席する講演会開催)

2 在宅療養を支えるための支援体制の推進

- (1) 圏域地域移行支援連絡会議
精神科病床における入院中からの退院支援
 (2) 難病対策地域協議会

2回
3人以上
1回

→
→
→

2回
4人
1回

事業の成果

1 管内市町が取り組む在宅医療・介護連携事業への支援

- ・日田市では、高齢化社会の進展に伴う、将来の医療介護の需給バランスを踏まえ、今後の取組事項について協議した。また、入院退院時情報共有する記載事項見直しについて支援した。
- ・玖珠郡では地域住民への普及啓発や医療介護関係者の研修開催を支援した。
- ・圏域においては市郡ごとの研修会等に各々が参加することで、情報を共有することができた。

2 在宅療養を支えるための支援体制の推進

- ・精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築と入院早期からの退院支援を促進するため、医療と地域支援者の定期的な連絡会や施設見学などの取組により、関係者の相互理解と連携強化を図った。また、引き続き、地域の理解促進に向けて地域住民向け研修会などに取り組むこととした。
- ・措置入院患者4名に対して早期からの退院支援を実施し、地域での生活につながった。
- ・難病患者の療養支援の強化に向けては、地域資源が限られる中での在宅療養上の課題を共有し、家族の介護負担軽減のためのレスパイトの確保策等について検討した。また、各市町で進んでいる個別避難計画策定状況を共有し、避難訓練など実効性のある取組方針を確認した。

今後の方向性・改善計画等

- ・地域住民が必要な在宅医療・介護サービスを適切に選択できるようにするためには在宅医療や介護について理解を深めることが重要なので、地域包括ケアシステムの啓発を支援する必要がある。
- ・市町や関係機関と協働し、医療、障がい福祉の連携による退院支援や地域の理解促進に向けた研修会や普及啓発などに取り組み、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの充実・強化を進める。

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

事業の実施状況（見込み）

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり おおいたうつくし作戦地域連絡会等の開催	〈目標〉 2回	→	〈令和6年度実績〉 2回（4月に地域連絡会及び筑後川上流ネット会議を開催）
2 豊かな水環境の保全の推進			
（1）イベント等での筑後川上流ネットによる広報・啓発	3回	→	3回（5月、10月、11月のイベントで実施）
（2）浄化槽法定検査未受検者への文書指導率	100%	→	100%（対象者全てに指導）
3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進			
（1）不法処理防止連絡協議会の開催	1回	→	1回（3月4日に実施）
（2）重点監視施設の立入監視・指導	12回	→	12回（各月1回の監視を実施）
4 アスベスト飛散防止対策の強化 建設リサイクル合同パトロール等による立入調査	4回	→	4回（合同パトロール4回実施）

事業の成果

- 1 地域連絡会を通じて活動団体同士の情報発信、交流の場を提供することで、地域におけるネットワークの活性化を行うことができた。
- 2 各種イベントを通じた啓発、浄化槽法定検査の受検及び管理不適正への指導等を通じて、水環境保全のための政策を推進することができた。
- 3 連絡協議会を通じた関係機関との連携により、不適正処理事案の対応、廃棄物運搬車両検問等に円滑な対応を行うことができた。
重点監視施設への監視指導により、廃棄物の適正処理を推進することができた。
廃棄物不法投棄事案が巡回・相談等により2件発覚したため、管内関係機関等と連携して対応した。
- 4 合同パトロールの他、県環境保全課等との立入調査によりアスベスト飛散防止の対策を徹底した。
アスベスト飛散防止のための制度についての説明を通じて建設業者等に対策の必要性を認識させることができた。

今後の方向性・改善計画等

- ・地域で活動する団体の情報発信や交換の場を提供し、持続可能な活動の基盤づくりに取り組む。
- ・啓発活動による水環境保全の意識の醸成、浄化槽の適正な維持管理による豊かな水環境の保全を推進する。
- ・不法処理防止連絡協議会をはじめとした関係機関との連携により、廃棄物の適正処理を推進する。
- ・解体現場への立入、建設業者への指導等によりアスベスト飛散防止の対策を進める。

Ⅳ ICT等を活用した保健所業務の効率化と県民サービスの向上

事業の実施状況

ICT等を活用した業務効率化の推進

	〈目標〉	〈令和6年度実績〉
(1) 職員のICTスキル向上等のための研修会開催	2回	→ 2回
(2) 玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率	50%以上	→ 64.4%
(3) 給食施設状況報告書提出方法の電子化率	100%	→ 100%
(4) 研修会での電子によるアンケート等の実施割合	100%	→ 100%※相手方の都合により電子アンケートが実施できない場合を除く

事業の成果

1 健康安全企画課における取組

- (1) キントーンを活用したシステム構築や生成AIの保健所業務への活用について所内研修を行い、職員のICTスキル向上に寄与した。
- (2) 電子申請システムによりオンライン納付可能となったことに加え、令和6年4月から窓口でもキャッシュレス端末が配備されクレジットカード及びバーコード決済など多様な支払方法が可能となり、申請者の利便性が向上した。（キャッシュレス収納率9.8%）

2 衛生課における取組

- (1) 玖珠食品衛生相談所における予約システム利用率の上昇に伴い、課題であった利用者の多い時期の待ち時間がほとんど発生しなくなっている。また、予約受付時に相談件数が入力可能であるため、説明資料等の事前準備を行うことができ、効率の良い相談対応が可能となった。
- (2) 環境保全課が中心となり、水質汚濁防止法の事業場の台帳管理をKintoneへと移行した。
本庁及び保健所間での情報共有がスムーズに行えるようになった他、重複する変更届の省略が可能となり、届出者の利便性も向上した。

3 地域保健課における取組

- (1) (2) 給食施設状況報告書提出方法の電子化及び開始届・変更届については、台帳と状況報告書データが紐づけされ、自動的に修正されるため、修正作業の省力化が図れた。また、給食施設側にとっても次年度報告書を提出するときに内容に変更がない項目は入力をする必要がないため、報告書作成の省力化が図れる。
- (3) 指導票については電子化推進のため作業継続中。
- (4) 相手方の都合で電子によるアンケートが実施できない場合を除き100%実施した。
入力の手間が省け業務の効率化につながった（一方で回収率の低迷が課題である）。

今後の方向性・改善計画等

1 健康安全企画課における取組

- (1) 実際の業務において、ICTツールを活用し職員の業務効率を高めるとともに必要な情報リテラシー向上に取り組む。
- (2) ホームページや窓口相談時に電子申請の利便性と申請者の求めに応じた支払方法が可能ということの周知を行い、キャッシュレス利用の促進に取り組む。

2 衛生課における取組

- (1) 引き続きシステムの利用率を上げる取り組みを継続するとともに、高齢者等のシステムでの予約が難しい利用者に対しては電話での予約の受付や、予約が入っていない時間帯に要望に応じて現地調査・相談等に対応するなど、柔軟な対応を検討していく。
- (2) 大気汚染防止法等、環境保全課所管の別法令に関する台帳及び食品・生活衛生課関連の台帳もKintoneでの管理に移行することで、さらなる利便性の向上を図る。

3 地域保健課における取組

- (1) (2) (3) 給食施設状況報告書提出方法の電子化については、次年度も継続する。
- (4) 次年度も継続し業務の効率化を図るとともに、研修会の最後に入力の時間を設ける等、回収率を上げるため取組も同時に行う。